

文教福祉常任委員会会議録

令和2年5月1日

寒川町議会

出席委員 横手委員長、中川副委員長
山蔦委員、佐藤（一）委員、青木委員、黒沢委員、細川委員、岸本委員、柳田委員、
太田委員
関口議長

欠席委員 なし

説明者 亀山福祉部長、長岡高齢介護課長、仲手川副主幹

事務局職員 新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、波多野主任主事

案 件

1. 議案第17号 寒川町介護保険条例の一部改正について

午前11時05分 開会

【横手委員長】 本会議の休憩中でございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第17号 寒川町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、付託議案1、議案第17号 寒川町介護保険条例の一部改正についてでございます。説明につきましては、長岡高齢介護課長がいたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【横手委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、議案第17号 寒川町介護保険条例の一部改正についてをご説明させていただきます。初めに、本条例の一部改正でございますが、本来ならば新年度に関わるものでございますので、3月会議で議案上程し、ご審議いただくところでしたが、本条例の改正の根拠となります政令、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布が3月議会終了後の3月30日にありましたため、このたびの議会におきましてご審議いただくものでございます。

改正の概要でございますが、本条例で規定している介護保険料の10段階の所得区分のうち、所得の低

いほうの第1段階から第3段階に該当する低所得者の保険料を、昨年10月の消費税率改正による負担増を勘案し、介護保険料の軽減強化を図るために本条例を改正するもので、既に令和元年におきまして消費税改正後の半年分を軽減いたしておりますが、令和2年度におきましては1年分を軽減するものでございます。

では、タブレット資料、文教福祉常任委員会の98-20200501の01-2参考資料をご覧ください。この1枚目をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、国の資料を引用してございます。介護保険料の負担軽減措置につきましては、平成27年度に消費税8%が導入されたことにより、このときの軽減措置として、資料左上①一部実施（平成27年4月）に記載のとおり、対象者につきましては、第1段階の方のみとされました。町の第5段階の標準保険料に乗ずる割合は、「0.5」から「0.45」となりまして、差し引かれました0.05部分が軽減され、その財源の負担率につきましては、国が2分の1、県と市町村はおのおの4分の1を負担することとなりました。この負担率につきましては、このたびも同様です。

その後、消費税10%が令和元年10月1日から導入されることにより、介護保険料の負担軽減の対象者につきましても、さきの第1段階の方のみから第2、第3段階の方にも拡大され、軽減強化されました。その内容につきましては、同じ資料右上②完全実施に記載のように、第1段階の方は、それまでの割合が「0.45」から「0.3」に、第2段階の方は、寒川町では独自にその割合を0.7と定めており、第2段階の方は「0.7」から「0.5」に、第3段階の方の割合は「0.75」から「0.7」に変更になりました。低所得者の保険料負担軽減につきましては、これをもちまして完全実施となりました。ただし、平成31年度、つまり令和元年度は、消費税改正後の10月から半年分の軽減でございましたので、令和2年度におきましては、当初からの1年分を軽減するというものでございます。

タブレット資料はそのまま2枚目をご覧ください。保険料の段階でございます。昨年度の平成31年度につきましては、4月分から9月分までの半年分の保険料は従前のままで、消費税10%が始まりました10月の分から令和2年3月分までの半年分が軽減となりました。それにより割合につきましては、表の括弧書きのとおり、第1段階の方は0.375、第2段階の方は0.6、第3段階の方は0.725となりました。それぞれの保険料金額につきましては、表の記載のとおりでございます。

そして、このたびの令和2年度につきましては、介護保険料基準額からの割合を、前年度は10月からの半年分の軽減でしたので、これを1年分に改めます。第1段階の方は、平成31年度の「0.375」から令和2年度は「0.3」に、第2段階の方は、同じく「0.6」から「0.5」に、第3段階の方は、同じく「0.725」から「0.7」になります。

続きまして、タブレット資料はお戻りいただくんですが、02の議案08の5月会議01議案第17号（寒川町介護保険料条例の一部改正について）、その3ページ目の条例の新旧対照表をご覧ください。恐れ入ります。条例の一部改正は、第6条の保険料率から軽減措置に関わるものは第2項からになります。

「平成31年度及び」を第3項、第4項ともに削除します。そして第1段階の方の保険料の年額は、第2項において「2万3,130円」から、改正後は「1万8,510円」になります。第3項では、第2段階の方の保険料年額は、「3万7,010円」から「3万840円」になり、第4項では、第3段階の方の年額が「4万4,720円」から、改正後は「4万3,180円」となります。

附則といたしましては、第1項において、施行期日は公布の日とし、改正後の第6条第2項から第4項までと、次の附則第2項の経過措置につきましては、令和2年4月1日に遡って適用することとします。そして次の第2項で経過措置といたしまして、令和元年度分までの保険料は従前の例によることといたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

細川委員。

【細川委員】 減額理由は分かりました。それで、これにかかる第1段階、第2、第3となってますけど、この影響額、対象者について、分かりましたら。これは資料に載っていないので教えていただきたい。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 まず、現段階の見込みでございますが、第1段階の方につきましては、軽減対象の見込者数は1,707人、そして軽減額の合計が2,104万7,310円でございます。第2段階の方につきましては、人数は、見込みですが817人、そして軽減額につきましては1,007万3,610円、そして第3段階の方につきましては、対象人数は810人、軽減額につきましては249万4,800円で、人数の合計につきましては3,334名、そして軽減額の合計につきましては、3,361万5,720円でございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 この議案は、先ほども説明を受けたんですけど、確認なんですけど、これは1年間というところで間違いないですね。それと、第2段階は、町独自の設定をしたということも説明で聞いたんですけど、独自の設定した理由というのをお聞かせください。

【横手委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 ただいまの第2段階の独自の割合についてというご質問にお答えしたいと思います。こちらにつきましては、第7次計画をつくるときに前年度の第6次計画からの保険料率を勘案しまして、ここについては大きく変動がないように、負担がないようにという形で考えて決めさせていただいております。

失礼しました。1年分。この率については、もともとの保険料が7期最後の年度になりますので、今年のみという形になります。

以上です。

【横手委員長】 では、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

5月会議で文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ではございますが、討論のための休憩について、いかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 このまま続けていくということで皆様からご了解いただきましたので、このまま休憩を取らずに続けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより討論に入ります。議案第17号 寒川町介護保険条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 ほかに討論がないようなので、これをもって討論なしと認めます。

それでは、これより議案第17号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもって文教福祉常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時19分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年8月27日

委員長 横 手 晃